企画割引「首都圏ツーリングプラン」

1．割引をする自動車

3．に定める期間のうち連続する最大２日間に、４．に定める区間を通行（ただし、当該区間内のインターチェンジを流入又は流出する場合に限る。以下同じ。）（以下「東名・中央道コース」という。）するＥＴＣ車（ＥＴＣコーポレートカードを使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車を除く。）のうち軽自動車等（ただし、平成18年３月31日付け国道有第137号で許可を受けた「高速自動車国道中央自動車道富士吉田線等に関する事業」のうち、別紙３料金の額及びその徴収期間別添１－１に掲げる自動車の種類がイ（ただし、二輪自動車（側車付き二輪自動車を含む。）に限る。）又はハ及び別添１－２に掲げる自動車の種類がイ（ただし、二輪自動車（側車付き二輪自動車を含む。）に限る。）又はロで、中日本高速道路株式会社が別に定めるところにより、本割引の適用を受けるための申込みがなされている場合に限る。）。

2．割引を適用した後の料金の額

本割引を適用する全通行に係る料金の合計額は、次のとおりとする。

	最大日数	軽自動車等
東名・中央道コース	２日間	2,500円

3．実施する期間

平成29年７月14日から同年11月30日まで。

4．適用区間

中央自動車道富士吉田線の高井戸インターチェンジから河口湖インターチェンジまで、中央自動車道西宮線の大月ジャンクションから韮崎インターチェンジまで、中部横断自動車道の双葉ジャンクションから六郷インターチェンジまで、一般国道468号（首都圏中央連絡自動車道）の海老名南ジャンクションから茅ヶ崎ジャンクションまで並びに海老名インターチェンジから八王子西インターチェンジまで、第一東海自動車道の東京インターチェンジから沼津インターチェンジまで並びに海老名南ジャンクションから海老名インターチェンジまで及び第二東海自動車道横浜名古屋線の御殿場ジャンクションから長泉沼津インターチェンジまでの区間並びに一般国道271号（小田原厚木道路）の全区間、一般国道１号（新湘南バイパス）の全区間、一般国道１号（西湘バイパス）の全区間及び一般国道138号線（東富士五胡道路）の全区間。

5．割引相互間の適用関係

本割引を受ける自動車に重複して適用される割引は、マイレージ割引に限るものとし、本割引を適用した後の料金に対してマイレージ割引を適用する。

変更広告の変更

平成28年７月14日に変更公告した「路外給油サービス社会実験に関する割引」の３．について、次のとおり改める。

3．割引を実施する期間

「平成29年７月14日」を「平成30年７月14日」に改める。

地方公務員共済組合連合会役員の退任及び就任について

地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第38条の９第１項において準用する同法第14条第４項の規定に基づき、役員の退任及び就任について次のとおり公告する。

平成29年７月13日

地方公務員共済組合連合会
理事長　岡崎　浩巳

平成29年６月15日付

退任

理事（非常勤）　岡島真砂樹

就任

理事（非常勤）　泉　雄一郎

公示送達

平山栄次郎氏が本会から送達を受けるべき下記の文書は、本会が保管しており、申出があればいつでも交付します。

なお、日本弁護士連合会綱紀審査会及び綱紀審査手続に関する規程第10条第３項の規定により、本会がこの旨を本会の掲示場に掲示した平成29年７月13日の翌日から起算して14日を経過したときに下記の文書の送達があったものとみなします。

記

1．日本弁護士連合会綱紀審査会平成29年（コシ）第12号事案の決定通知及び決定書謄本

2．日本弁護士連合会綱紀審査会平成29年（コシ）第13号事案の決定通知及び決定書抄本

平成29年７月13日　日本弁護士連合会

公示送達

横溝和美氏が本会から送達を受けるべき下記の文書は、本会が保管しており、申出があればいつでも交付します。

なお、日本弁護士連合会綱紀審査会及び綱紀審査手続に関する規程第10条第３項の規定により、本会がこの旨を本会の掲示場に掲示した平成29年７月13日の翌日から起算して14日を経過したときに下記の文書の送達があったものとみなします。

記

日本弁護士連合会綱紀審査会平成29年（コシ）第24号～同第28号事案の決定通知及び決定書謄本

平成29年７月13日　日本弁護士連合会

企業年金基金変更公告

東京都電機企業年金基金の事務所の所在地に変更があったので、確定給付企業年金法第15条及び確定給付企業年金法施行令第９条の規定により次のように公告いたします。

1．新事務所の所在地　東京都文京区湯島３丁目31番地６号

2．旧事務所の所在地　東京都文京区湯島３丁目15番地５号

3．変更年月日　平成29年７月１日

平成29年７月13日

東京都電機企業年金基金

企業年金基金変更公告

第二東京都電機企業年金基金の事務所の所在地に変更があったので、確定給付企業年金法第15条及び確定給付企業年金法施行令第９条の規定により次のように公告いたします。

1．新事務所の所在地　東京都文京区湯島３丁目31番地６号

2．旧事務所の所在地　東京都文京区湯島３丁目15番地５号

3．変更年月日　平成29年７月１日

平成29年７月13日

第二東京都電機企業年金基金

会社その他の公告

解散公告

当社は、平成二十九年六月三十日株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から三箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年七月十三日

北海道小樽市長橋五丁目三九番一号
有限会社小樽バーディクラブ
清算人　北村猪之助

解散公告

当法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二〇六条第一号の規定により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から三箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年七月十三日

一北海道歌志内市字文珠九五番地一四
一般財団法人歌志内交通安全指導センター
清算人　幕田　京人